

国立大学法人筑波大学ハラスメント相談センターカウンセラー募集要項

【雇用予定職名】 カウンセラー（特定基本年俸職員※年俸制の任期付き常勤職員）

【募集人員】 1名

【雇用期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※更新は、勤務成績や勤務態度、任用期間満了時の業務量、従事している業務の進捗状況、予算の状況等を考慮のうえ判断します。なお、本学において定める雇用の上限年齢を超えることはできません。

【試用期間】 あり（6か月）

【業務内容】 1) 各種ハラスメントに関する教職員・学生の相談業務に関すること
2) 会議等への出席、研修会の実施
3) その他ハラスメント相談に必要な業務に関すること

※雇用期間中において、業務内容の変更は原則ありません。

【勤務場所】 コンプライアンス・ハラスメント対策室（ハラスメント相談センター）

茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学本部棟

※雇用期間中において、勤務場所の変更は原則ありません。

【勤務日】 週5日（月～金曜日）8：30～17：15（1日7時間45分、休憩60分）
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は、休日）

※勤務日を週2日～4日とすることも可能です。希望される場合は、その旨を応募書類の備考欄に記載願います。（その場合、以下の休暇、給与等の取扱いは勤務時間数に応じて変更になります。）

【時間外労働】 あり

【休暇】 年次有給休暇あり（最大20日間）

休暇等の制度は、大学が定める就業規則等によります。

【給与等】 本学の規定に基づく年俸制（年俸額360万円）、年俸の1/12（30万円）を月額として支給します。

通勤手当は本学の規定により支給し、賞与、退職手当の支給はなし。

文部科学省共済組合（健康保険、厚生年金）、雇用保険及び労災保険に加入し、その他の待遇は本学の規定によります。

【応募資格】 1) 修士相当以上の学位を有すること

2) 臨床心理士、産業カウンセラー又は公認心理師等の資格を有すること

3) ハラスメントなどに関してカンセリングの経験があること

4) 学内の関係部署、教職員、外部の機関等と連携し、信頼関係を築いていけること

※ただし、次の者は応募できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ②懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
- ③日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

【選考方法】書類選考の上、本学において面接を行います。

なお、面接時の交通費は支給できませんので、予めご了承ください。

【応募書類】応募される方は、次の書類を郵送にて応募先へ送付してください。

応募書類は返却しませんのでご了承ください。当方で責任を持って破棄します。

- ①履歴書（写真貼付、市販のもので可。賞罰・処分歴等の欄を設け、過去にセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を必ず記入すること。）
- ②職務経歴書（A4版、様式自由、雇用期間、会社名、業・職種、常勤・非常勤の別、週当たり勤務時間数、職務内容を時系列に記載すること。）
- ③志望の動機（A4版1枚）

※封筒には、「ハラスメント相談センターカウンセラー応募書類在中」と朱書きしてください。

※履歴書等に含まれる個人情報、選考及び採用以外の目的には使用しません。

※虚偽の記載があった場合は、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。

【応募締切日】令和7年1月23日（木）（必着）

※適任者が決まり次第募集を終了します。

【受動喫煙防止措置の状況】敷地内禁煙

【応募・問合せ先】〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学コンプライアンス・ハラスメント対策室

電話：029-853-2036、2128 FAX:029-853-2019

E-mail:c-h-taisakusitu@un.tsukuba.ac.jp